

奥多摩町簡易電気柵等購入費補助金交付要綱

令和7年3月19日

要綱第23号

(目的)

第1条 この要綱は、農作物を野生動物等の被害から守り、農地を健全に保全するため、簡易電気柵等の購入費用の一部を補助することにより、耕作者の耕作意欲の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 町内の農地で耕作をしている者で、設置後も継続して耕作をする者
- (2) 簡易電気柵等の設置作業及び設置後の管理等を定期的に行い、簡易電気柵の効果を最大限發揮できるように努める者

2 前項に規定するもののほか、簡易電気柵等の設置に対し、町長が適当と認める者。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、簡易電気柵等の購入に要した経費の5分の4以内とし、6万円を限度とする。

ただし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、購入費用が5千円に満たないときは補助対象外とする。

(補助の限度)

第4条 補助は、同一の補助対象農地に対して1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、奥多摩町簡易電気柵等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 見積書等購入内容のわかる書類
- (2) 簡易電気柵等設置箇所の位置図

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び現地調査し、補助金の交付を決定したときは、奥多摩町簡易電気柵等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奥多摩町簡易電気柵等購入費補助金請求書（様式第3号）に次の書類を添えて、町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

- (1) 領収書等購入事実のわかる書類
 - (2) 簡易電気柵等設置後の状況写真
- (交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日要綱第23号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。